

【平成 29 年 4 月介護報酬改定対応のお知らせ】

平成 29 年 4 月の介護報酬改定で、処遇改善加算について変更がありました。詳細は以下をご確認ください。

《改定内容①》 処遇改善加算の拡充について

- ・従来の 4 区分（加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）から 1 段階増えて、5 区分（加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）になります。（図参照）
- ・区分ごとの加算率が変更されます。（表 参照）

	加算Ⅰ (新規) 月額 3 万 7 千円相当	加算Ⅱ (※旧加算Ⅰ) 月額 2 万 7 千円相当	加算Ⅲ (※旧加算Ⅱ) 月額 1 万 5 千円相当	加算Ⅳ (※旧加算Ⅲ) 加算Ⅲ×0.9	加算Ⅴ (※旧加算Ⅳ) 加算Ⅲ×0.8	算定要件等に関しては各保険者へお尋ね下さい。
算定要件	キャリアパス要件Ⅰ及び キャリアパス要件Ⅱ及び キャリアパス要件Ⅲ + 職場環境等要件を満たす (H27.4 以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件を満たす (H27.4 以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ 又は キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件の いずれかを満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件の いずれも満たさず	

注 キャリアパス要件Ⅰ・・・職位、職責、職務内容等に応じた任用要件と資金体系を整備すること
 キャリアパス要件Ⅱ・・・資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 キャリアパス要件Ⅲ・・・経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること
 職場環境等要件・・・賃金以外の処遇改善を実施すること
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

図 処遇改善加算の区分（厚生労働省 HP 障害者総合支援法の平成 30 年度施行等についてより）

表 平成 29 年 4 月以降の加算率

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率					福祉・介護職員処遇改善特別加算
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ	
・居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%			4.1%
・重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%	加算（Ⅲ）により算出した単位×0.9	加算（Ⅲ）により算出した単位×0.8	2.6%
・同行援護	30.3%	22.1%	12.3%			4.1%
・行動援護	25.4%	18.5%	10.3%			3.4%

障がい者総合支援版 請求に関する重要なお知らせ

処遇改善加算の入力について

平成29年4月から処遇改善加算が変わります。必ず以下の作業を行って下さい。

障害者総合支援 Ver.7.3.0 【自事業者：1234567891 ニップク障がい福祉サービス】

1 自事業者 ヘルパー 台帳登録 予定登録 月次作成 請求処理 自費預り 一括処理 閉じる ?

自事業者設定

3 / 3 平成 28年04月01日 適用日 複写 **2**

ID 1001 法人名 **3**

事業者名 ニップク障がい福祉サービス カナ ニップクゾウガイイクササービス

代表者名 代表者 担当者名 担当者

地域区分 1級地 単位単価 11.08 指定区分 指定事業所

事業所番号 1234567891 上限管理対象事業所 **4** 処遇改善加算 特定事業所加算

住所 〒 169-0075 東京都新宿区高田馬場

電話 1 03-5287-5855 電話 2 Fax 03-5287-5850

メール

金融機関名 支店名

口座種目 口座番号

口座名義

備考

削除 登録 **5**

平成29年04月05日 09:47

障害者総合支援 Ver.7.3.0

福祉・介護職員処遇改善加算

居宅介護

重度訪問

行動援護

同行援護

処遇改善加算 (I)
処遇改善加算 (II)
処遇改善加算 (III)
処遇改善加算 (IV)
処遇改善加算 (V)
処遇改善特別加算

確定 閉じる

◆ 設定方法 ◆

- ① 自事業者をクリックします。
- ② 複写をクリックします。
- ③ 適用日が空欄になりますので、日付を平成29年4月1日に設定します。
- ④ 処遇改善加算をクリックします。
- ⑤ 処遇改善加算を選択し確定を押します
- ⑥ 登録を押します。

裏面も
あります